

「モールス電信技能認定実施規程」の一部改正

(下線太字部分が改正箇所)

現 行	改 正 後																																																																																																												
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(技能要件)</p> <p>第5条 等級ごとの技能要件は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>資格の等級</td> <td>5段</td> <td>4段</td> <td>3段</td> <td>2段</td> <td>初段</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>通信速度(字/分)注1</td> <td>160</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>45</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>試験時間</td> <td colspan="2">約5分間</td> <td colspan="3">約3分間</td> <td colspan="3">約2分間</td> </tr> <tr> <td>試験方法</td> <td colspan="8">手書きによる音響受信 注2</td> </tr> </table> <p>注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。 注2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(名人位)</p> <p>第6条 モールス電信の和文および欧文の送信および受信に特に優れた技能を有する者を、名人とする。 2 名人の試験科目は、和文、欧文普通語、欧文暗語とし、技能要件は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>通信速度(字/分)注1</td> <td>試験時間</td> <td>試験方法</td> </tr> <tr> <td>180</td> <td>約5分間</td> <td>手送り送信および手書きによる音響受信 注2</td> </tr> </table> <p>注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。 注2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(試験の免除)</p> <p>第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は、申請により次に定める区別に従い試験の全部または一部を免除する。</p> <p>(1) 試験免除</p> <table border="1"> <tr> <th>認定を希望する者の有する資格</th> <th>試験を免除する資格</th> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第2・3級総合無線通信士</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下</td> </tr> <tr> <td><b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</b></td> <td>モールス電信欧文1級以下</td> </tr> </table>	資格の等級	5段	4段	3段	2段	初段	1級	2級	3級	通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25	試験時間	約5分間		約3分間			約2分間			試験方法	手書きによる音響受信 注2								通信速度(字/分)注1	試験時間	試験方法	180	約5分間	手送り送信および手書きによる音響受信 注2	認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格	第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下	第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下	第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下	<b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</b>	モールス電信欧文1級以下	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(技能要件)</p> <p>第5条 等級ごとの技能要件は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>資格の等級</td> <td>5段</td> <td>4段</td> <td>3段</td> <td>2段</td> <td>初段</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>通信速度(字/分)注1</td> <td>160</td> <td>140</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>45</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>試験時間</td> <td colspan="8">約3分間</td> </tr> <tr> <td>試験方法</td> <td colspan="8">手書きによる音響受信 注2</td> </tr> </table> <p>注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。 注2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(名人位)</p> <p>第6条 モールス電信の和文および欧文の送信および受信に特に優れた技能を有する者を、名人とする。 2 名人の試験科目は、和文、欧文普通語、欧文暗語とし、技能要件は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>通信速度(字/分)注1</td> <td>試験時間</td> <td>試験方法</td> </tr> <tr> <td>180</td> <td>約5分間</td> <td>手送り送信および手書きによる音響受信 注2</td> </tr> </table> <p>注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。 注2 音響受信については、会長がとくに認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>(試験の免除)</p> <p>第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は、申請により次に定める区別に従い試験の全部または一部を免除する。</p> <p>(1) 試験免除</p> <table border="1"> <tr> <th>認定を希望する者の有する資格</th> <th>試験を免除する資格</th> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第2・3級総合無線通信士</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下</td> </tr> <tr> <td><b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</b></td> <td>モールス電信欧文1級以下</td> </tr> </table>	資格の等級	5段	4段	3段	2段	初段	1級	2級	3級	通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25	試験時間	約3分間								試験方法	手書きによる音響受信 注2								通信速度(字/分)注1	試験時間	試験方法	180	約5分間	手送り送信および手書きによる音響受信 注2	認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格	第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下	第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下	第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下	<b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</b>	モールス電信欧文1級以下
資格の等級	5段	4段	3段	2段	初段	1級	2級	3級																																																																																																					
通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25																																																																																																					
試験時間	約5分間		約3分間			約2分間																																																																																																							
試験方法	手書きによる音響受信 注2																																																																																																												
通信速度(字/分)注1	試験時間	試験方法																																																																																																											
180	約5分間	手送り送信および手書きによる音響受信 注2																																																																																																											
認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格																																																																																																												
第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下																																																																																																												
第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下																																																																																																												
第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下																																																																																																												
第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下																																																																																																												
<b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</b>	モールス電信欧文1級以下																																																																																																												
資格の等級	5段	4段	3段	2段	初段	1級	2級	3級																																																																																																					
通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25																																																																																																					
試験時間	約3分間																																																																																																												
試験方法	手書きによる音響受信 注2																																																																																																												
通信速度(字/分)注1	試験時間	試験方法																																																																																																											
180	約5分間	手送り送信および手書きによる音響受信 注2																																																																																																											
認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格																																																																																																												
第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下																																																																																																												
第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下																																																																																																												
第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下																																																																																																												
第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下																																																																																																												
<b>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</b>	モールス電信欧文1級以下																																																																																																												

<u>第2級アマチュア無線技士</u>	モールス電信欧文2級以下
<u>第3級アマチュア無線技士</u>	モールス電信欧文3級

<u>第1級アマチュア無線技士</u> (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	<u>モールス電信欧文3級</u>
<u>第2級アマチュア無線技士</u> (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下
<u>第2級アマチュア無線技士</u> (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	<u>モールス電信欧文3級</u>
<u>第3級アマチュア無線技士</u> (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級

(2) 科目免除

認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格
国内電信級陸上特殊無線技士 <u>第1級アマチュア無線技士</u> (平成8年4月1日以降に資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下の和文 モールス電信総合1級以下の欧文
<u>第2級アマチュア無線技士</u>	モールス電信総合2級以下の欧文
<u>第3級アマチュア無線技士</u>	モールス電信総合3級の欧文

第8条～第13条 省略

付 則 この規程は、平成 8年11月22日から施行する。  
この規程は、平成11年 5月22日から施行する。

(2) 科目免除

認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格
国内電信級陸上特殊無線技士 <u>第1級アマチュア無線技士</u> (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下の和文 モールス電信総合1級以下の欧文
<u>第1級アマチュア無線技士</u> (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	<u>モールス電信総合3級以下の欧文</u>
<u>第2級アマチュア無線技士</u> 平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文
<u>第2級アマチュア無線技士</u> (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	<u>モールス電信総合3級以下の欧文</u>
<u>第3級アマチュア無線技士</u> 平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文

第8条～第13条 省略

付 則 この規程は、平成 8年11月22日から施行する。  
この規程は、平成11年 5月22日から施行する。  
この規程は、平成17年10月23日から施行する。